

2025 年 10 月 6 日

国立大学法人山口大学
学長 谷澤 幸生 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 三原 敏秀



人事院勧告を踏まえた本学教職員の給与引上げについて（申入れ）

本年 8 月 7 日に人事院が国家公務員給与について、本俸平均 3.62% 及び一時金の 0.05 月分引上げ等を勧告したことはご承知のとおりです。

昨年の人事院勧告に準拠した本学教職員の本俸引上げは「厳しい財政事情」を理由として当初、遡及実施なしの 2024 年 12 月実施とされておりましたが、当組合との団体交渉を経て、2025 年 2 月末になってベースアップ分の差額 4 か月分相当を支給する、すなわち 2024 年 8 月実施相当とされました

本年はそのようなことなく、2023 年度以前と同様に少なくとも「完全実施」すなわち 2025 年 4 月実施とするよう強く求めます。

その際、基本給・一時金・通勤手当・駐車場利用料等を含めた引上げを確実に措置するようよろしくお願いします。

以上につきましてご多忙とは存じますが、10 月 21 日（火）までに回答いただくか速やかに協議・交渉の場を設定いただくよう求めます。

以 上